

下水道への接続のお願い

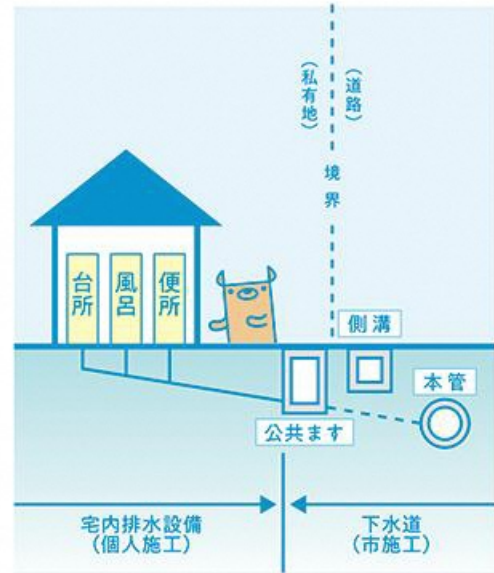
生活排水の下水道への接続はお早めに

下水道が整備された区域では、法律により接続が義務づけられています。下水道は、使用可能な区域の皆さんが接続することによって環境が良くなります。まだ下水道に接続されていない場合は、早く接続して、自分たちが暮らす身近な地域の環境が良くなるように取り組みましょう。

排水設備工事は必ず指定工事業者を通じて

排水設備工事は、指定工事業者に申し込んでください。排水設備工事を行う時は、事前に市へ設計書を提出して書類審査を受けなければなりません。この手続きは、指定工事業者が代行します。

【下水道計画図】



※指定工事業者については、下水道係へお問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。(「野々市市 指定下水」で検索)

宅地内のますは定期的に清掃しましょう

台所から出る油分は、宅地内の排水管だけでなく、道路下の下水道本管を詰まらせる原因となります。そのため、台所からの排水には、写真のような30~40cm程度のバケツ式トラップますを設置して、油分を溜める構造になっています。溜まった油分は、定期的にひしゃく等で取り除き、水気を切ってから一般ごみとして処分してください。

また、宅地内の排水管には、点検口となる15cm程度の小口径ますが数か所設置されています。このますについても、定期的にマイナスドライバー等でふたを開けて、汚れがひどい場合は清掃しましょう。



バケツ式トラップます



小口径ます

下水道とつきあう 10 の心得は…

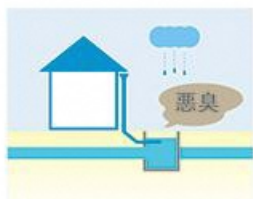
- 1 土砂や^{はいゆ}廃油、木片などの^{はいきぶつ}廃棄物やガソリン、石油、シンナー、アルコールなどの危険物を流さないようにしましょう。管きよやますが詰まったり、ポンプ場が故障する原因になります。^{ばくはつせい}爆発性の高い危険物は、^{しゆんかんとき}瞬間的に^{だいばくはつ}大爆発をおこして^{だいさんじ}思わぬ大惨事を招く恐れがあります。



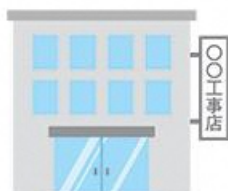
- 2 マンホールのふたは、むやみに開けないようにしましょう。



- 3 雨水ますに^{おすいかん}汚水管をつながないようにしましょう。



- 4 水洗トイレの新設・^{かいぞう}改造工事・^{はいすい}排水設備の補修などは、『指定工事業者』で行いましょう。



- 5 バケツ式トラップまたは2～3か月に1回^{せいそう}清掃しましょう。



- 6 水洗トイレ用水は節約し、もし水もれのある場合には早急に直しましょう。



- 7 ^{はいすい}排水設備はトラップをつけましょう。家の中に^{あくしゅう}悪臭が^{じゅうまん}充満するのを防ぎます。



- 8 ^{はいすい}排水設備、水洗トイレには、流れにくいものを流さないようにしましょう。野菜くずやゴミ、あるいは、^{はいすい}溶けにくい紙などを流すと、^{はいすい}排水管やますが詰まったり、下水処理場の機能を低下させます。



- 9 共同住宅の^{はいすい}排水設備の管理は、共同で行いましょう。お互いの協力と注意が、住みよい生活環境を守ります。



- 10 工場や事業場から出る^{はいすい}排水には、^{せつ}除外施設を設けなければなりません。^{はいすい}下水道施設を悪質な排水から守ります。

